

## 成田ロケーションサービス 撮影支援依頼書

成田ロケーションサービス 御中

整理No. \_\_\_\_\_

依頼者	法人名	代表者名 (法人の場合)	
	担当者		
住所・所在地	〒 _____ TEL _____		

「撮影支援依頼書」ならびに「別紙 同意事項」の記載内容に同意し、署名します 年 月 日  
制作責任者署名欄(自署)

下記申込欄にご記入をお願いします

1. 制作作品・番組名 \_\_\_\_\_

2. 撮影期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3. 撮影場所 \_\_\_\_\_

4. 希望する撮影支援 (☑をつける)  
ロケ地選定、ロケハン協力    ロケハン同行、ロケ同行  
ロケーションに関する資料(地図、写真)の提供    撮影協力施設の紹介  
民間、公共施設等での撮影交渉協力    撮影に関する許可手続協力  
地元住民への協力依頼    現地エキストラ手配協力    車両、機材等備品手配協力  
お弁当手配協力    宿泊手配協力  
その他(具体的に: \_\_\_\_\_ )

5. ロケ隊の人数 約 \_\_\_\_\_ 人 (スタッフ約 \_\_\_\_\_ 人、キャスト \_\_\_\_\_ 人、エキストラ \_\_\_\_\_ 人)

6. 車両台数 約 \_\_\_\_\_ 台 (大型(2t) \_\_\_\_\_ 台、ロケバス \_\_\_\_\_ 台、乗用車 \_\_\_\_\_ 台、その他 \_\_\_\_\_ 台)

7. 担当者連絡先	お名前	役職	
	TEL	FAX	
	携帯	E-MAIL	

8. 現場責任者連絡先	お名前	役職	
	TEL	FAX	
	携帯	E-MAIL	

9. 保険の加入の確認(必須)	種類	対象	
	会社名		

次の項目を確認の上、○をお願いいたします。

10. 成田市の広報について	①ロケの様子(出演者が映りこまない映像・撮影風景・放送予定日・出演者名)を成田ロケーションサービスがホームページやリーフレットなどで広報することについて	放映前	同意する	同意しない
		放映後	同意する	同意しない
	②成田ロケーションサービスホームページから作品ホームページへのリンクについて		同意する	同意しない
	③作品のポスター・パンフレット等の提供について		可能	不可能
	④作品に成田ロケーションサービスまたは施設名称のクレジットをいれることについて		同意する	同意しない
	⑤宣材写真の提供および成田ロケーションサービスでの使用について		同意する	同意しない

★申込書には次の資料の添付をお願いします。 ○作品・番組の概要がわかる資料(企画書・コンテ等) ○シナリオ写し等

**依頼者は、成田ロケーションサービス(以下「当団体」)にロケ支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守すること。**

### 1. 依頼者の一般的義務

- ・依頼者は、当団体との連絡にあたる担当者を明確にするよう努めること。
- ・依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動(以下「撮影等」)を実施すること。
- ・依頼者は、当団体の求めにより、当団体がロケ支援を実行するために必要な協力又は作業を行うこと。かかる必要な協力又は作業が行われない場合には、当団体は、ロケ支援を実行しないことがあります。
- ・依頼者は、道路及び公園等、公の施設を利用する場合には、誘導員及び警備員を配置するとともに、関係法令に従って撮影等を実施すること。
- ・依頼者は、撮影を行おうとする日の5営業日前までに、成田ロケーションサービス撮影支援依頼書(以下「依頼書」)を当団体に提出すること。
- ・当団体は、前項の依頼書を受理した場合は、撮影の目的、日時、場所、撮影内容等について審査を行い、撮影内容が成田市のイメージを損なわないものである等、許可することが適当であると認めるときは、当依頼書の提出者に対しその旨を通知すること。この場合において当団体は、必要に応じ条件を付すること。

### 2. 事故等の防止

- ・依頼者は、撮影等を行うにあたり、諸法規を遵守し、事故を防止するよう努めること。
- ・依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、当団体に対して直ちに報告するとともに、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとること。
- ・撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと当団体が判断したときは、依頼者は、当団体の指示に従い直ちに撮影等を中止すること。

### 3. 保険

- ・依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入すること。
- ・依頼者は、当団体が紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者(以下「参加者等」)を撮影等に参加させる場合には、参加者等に生ずる損害を保険の対象に含めること。
- ・依頼者は、当団体の求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を当団体に提出すること。

### 4. 現地における調整

- ・依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等との協議を行うものとし、これらの者から指示があった場合には、かかる指示を遵守すること。
- ・依頼者は、撮影等を行うに当たり、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の住民等の迷惑となる行為を行なう必要がある場合は、事前に説明会を開催するほか、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置をとること。
- ・依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えないよう努めること。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の承諾を得なければならないこと。

### 5. 第三者との関係

- ・依頼者は、当団体が紹介した参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うこと。
- ・依頼者は、当団体から撮影等に関連する業者、団体及び施設並びにその他の第三者(以下「関係者等」)の紹介を受けた場合には、かかる関係者等と依頼者の交渉結果を遅滞なく当団体に報告すること。
- ・依頼者は、当団体が依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守すること。

### 6. 計画

- ・依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他ロケ支援に必要な情報及び資料を、当団体の求めに応じて事前に当団体に提出すること。
- ・依頼者は、当団体に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに当団体に通知すること。

#### 7. 原状回復等

- ・依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃すること。
- ・依頼者は、撮影等が終了した後速やかに、撮影等に用いた場所又は施設の現況写真を添えて、当団体に撮影等の終了を報告すること。

#### 8. ロケ支援の実行

- ・当団体は、依頼者が求めるロケ支援を実行するよう努めるものとします。
- ・具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者と当団体は必要な事項について誠実に協議するものとします。

#### 9. 損害賠償

- ・依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、当団体に累を及ぼさないこと。
- ・依頼者によって当団体に損害が生じた場合、依頼者は、当団体に対しかかる損害を賠償すること。

#### 10. 免責

- ・当団体は、無償で依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。
- ・依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担すること。
- ・依頼者が、当団体のロケ支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は当団体の要請に応じない場合には、当団体は、当団体がロケ支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。
- ・当団体は、当団体が依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

#### 11. 広報

- ・当団体は、依頼者に対し事前に相談又は通知を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトでの紹介、独自ポスターの作成その他の方法で当団体の広報に用いることがあります。

#### 12. 要請事項

- ・当団体は、依頼者に対し、以下の要請をすることがあります。依頼者がかかる要請に応じない場合には、当団体は依頼されたロケ支援を実行しないことがあります。
  - a. 当団体による撮影等現場の撮影(出演者が映りこまないものに限る)を許可すること。
  - b. 当団体に撮影等の成果物を提出すること。
  - c. 作品に当団体のクレジットを入れること。
  - d. 地元メディアによる撮影等現場の取材を承諾すること。
  - e. 作品ポスター、サインその他グッズ等を当団体に提供すること。

以上